

よくわかる!!

消費税軽減税率制度セミナー

消費税軽減税率制度開始まであと1年を切りました!!

来年10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられると同時に、食料品等の特定品目が8%の税率に据え置かれる『消費税軽減税率制度』が実施されます。軽減税率制度の下では、売上や仕入れを税率ごとに区分して経理する必要があるほか、複数税率に対応した請求書等の交付や保存等が必要になります。このような事務は、軽減税率の対象品目を取り扱う事業者はもとより、軽減税率の対象品目の売上がない事業者や消費税の納税義務のない免税事業者を含め、全ての事業者に関係しますので、多くの事業者の方にご受講をお勧めします。

うちは消費税の免税事業者だから関係ないよね!!



当社は、特定品目を販売しないから軽減税率は関係ないよね!!



消費税軽減税率ってよく分からないけど、うちにも影響あるのかな?



No!

軽減税率は多くの事業所に影響があります!!

開催日時 平成30年12月6日(木) 14:00～16:00

会場 門川商工コミュニティーセンター APIO (門川町商工会)

講師 中村 啓利 (中村会計事務所 代表/公認会計士)

内容 消費税軽減税率対策セミナー ～消費税10%時代への備え～

1. 消費税の動向
2. 軽減税率が適用される取引
3. 軽減税率導入による価格への影響
4. 変わりゆく実務 (請求書など)

定員 30名 (先着順)

受講料 無料

主催 門川町商工会 宮崎県商工会連合会



FAX送付先
0982-63-0432

セミナー参加申込書

ご記入後FAX送信、もしくはご持参いただくか、お電話でお申込み下さい。

事業所名	
住所	
連絡先	
参加者氏名①	
参加者氏名②	

ご記入頂いた個人情報は本セミナー運営以外の目的で利用することはありません。

申込み・
問い合わせ先

門川町商工会(担当:森・恒川)

〒889-0611 東臼杵郡門川町大字門川尾末 9246-2

TEL: 0982-63-1514

FAX: 0982-63-0432

講師プロフィール

ひろさと
中村 啓利 氏 (中村会計事務所代表 延岡市)

1976年(昭和51年) 京都府生まれ
立命館大学経済学部卒業後に公認会計士試験に合格。その後、大阪市の監査法人で10年近く勤務。2011年7月に長年勤めた監査法人を自主退職し、縁のあった宮崎県北部である延岡市に移住。

【国家資格】

公認会計士
税理士
中小企業診断士

【その他資格】

農業経営アドバイザー
医療経営士3級

